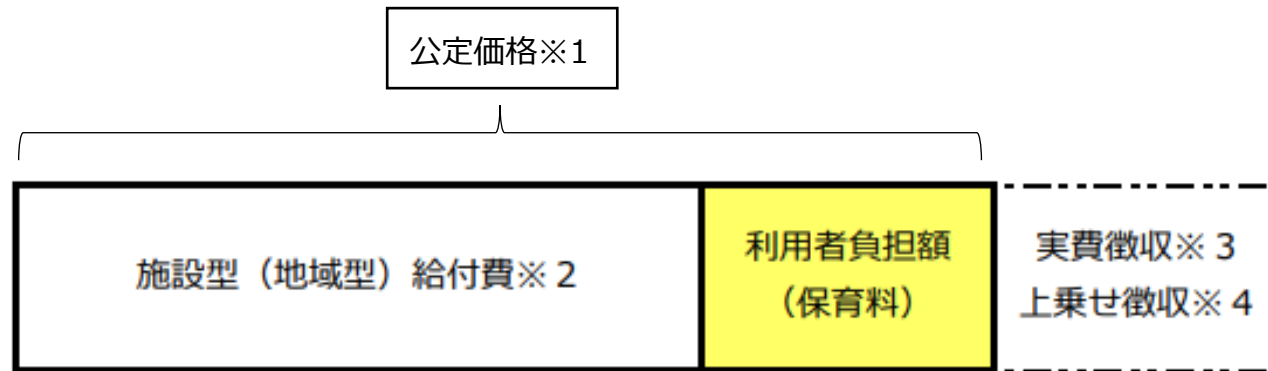


利用者負担額について

利用者負担額について

【利用者負担額とは】

認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの運営に必要な費用（公定価格）の一部を利用者が負担するもの。



※1 公定価格・・・支給認定を受けた児童が施設を利用する際に係る費用。

※2 施設型（地域型）給付費・・・公定価格から利用者負担額を差し引いたもの。

市が支給認定保護者に支給。（実際には施設へ支払う。（法定代理受領））

※3 実費徴収・・・日用品、文房具、給食費等

※4 上乗せ徴収・・・教育・保育の提供にあたって、質の向上を図るうえで必要と認められる費用。公定価格上の基準を超えた職員配置、平均的な水準を超えた施設整備等。

利用者負担額について

【保育料】

①決定方法及び判定時期

〈決定方法〉

市民税所得割額に応じて決定

〈判定時期〉

4月から8月分の利用者負担額は前年度分の市民税所得割額により判定

9月から翌年3月分の利用者負担額は当年度分の市民税所得割額により新たに判定



②保育料額

保育料基準額表（6頁）参照

利用者負担額について

【保育料の無償化】

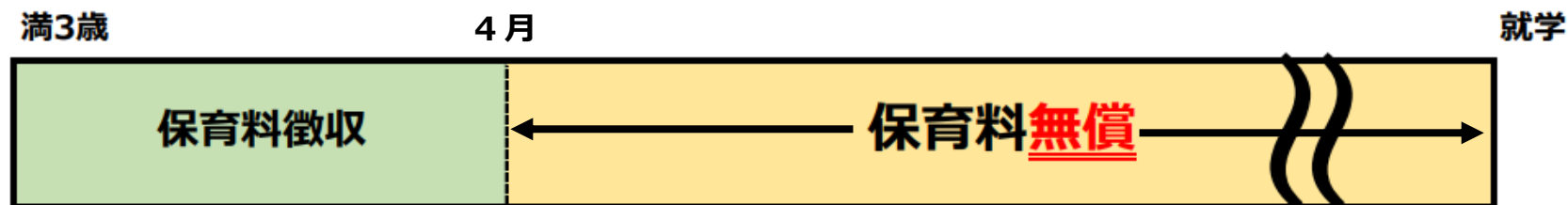
〈1号認定こども〉

満3歳から小学校就学前まで、利用料は無償です。



〈2・3号認定こども〉

3歳児（年少）クラスから小学校就学前まで、保育料は無償です。



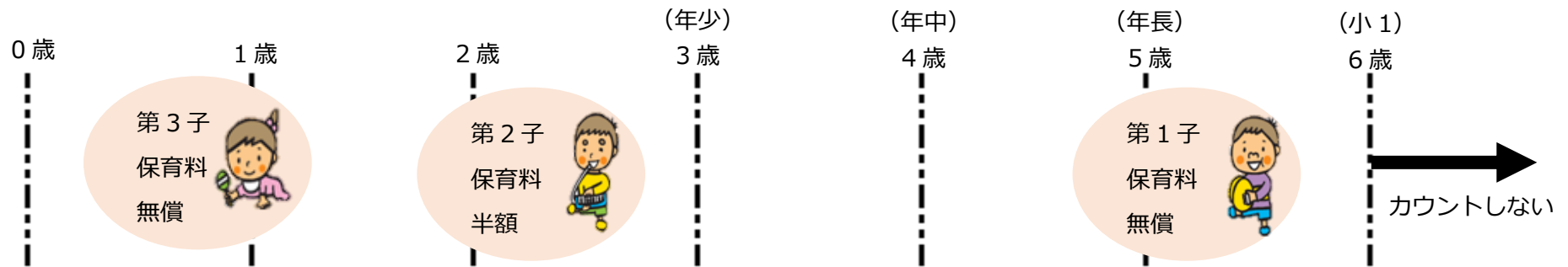
【注意】

保育料無償期間であっても、通園送迎費、食材料費（主食費（米・パンなど）・副食費（おかず・おやつなど）、行事費などの実費部分は、保護者の負担となります。

利用者負担額について

【0歳児クラス～2歳児クラスの多子軽減（国制度）】

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが認定こども園など(※1)に通う場合、年長順に、第1子の保育料は全額、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償となります。



※1 は次頁参照

【年収360万円未満相当世帯への多子軽減（国制度）】

上のきょうだいの年齢や認定こども園などの利用の有無に関係なく、生計を一にしている(※2)きょうだいは保育料の多子軽減の算定対象となります。

【一般世帯】（市民税所得割額 57,700 円未満）

- ・ 第1子の保育料は全額、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償となります。

【ひとり親世帯など(※3)】（市民税所得割額 77,101 円未満）

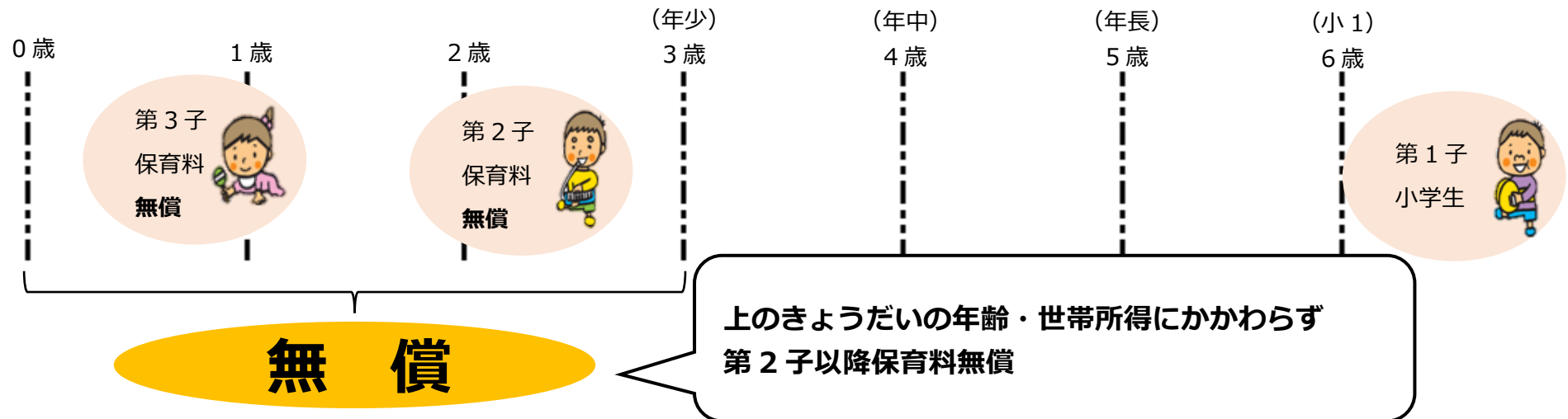
- ・ 第1子の保育料は半額、第2子は無償となります。

※2※3 は次頁参照

利用者負担額について

【0歳児クラス～2歳児クラスの多子軽減（堺市独自制度）】

堺市では、子どもを生き育てやすい環境を整えることを目的として、上のきょうだいの年齢や、世帯の所得に制限を設けず、認定こども園、保育所や地域型保育事業等を利用する第2子以降の子どもの保育料の無償化を実施しています。



※1「認定こども園など」

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、さかい保育室（堺市認証保育所）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業

※2「生計を一にしている」

必ずしも同居している必要はありません。就学などの都合上、別居しているお子さんがある場合でも、学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は軽減の対象となります。

※3「ひとり親世帯など」

- ①ひとり親世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の公布を受けている人がいる世帯
- ③特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ④国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金などの受給者がいる世帯
- ⑤その他、生活保護法に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯

利用者負担額について

◇保育料基準額表

| 階層 | 税区分 | | 第1子 | |
|----|---------------------------------------|--------------|--------|--------|
| | | | 標準 | 短時間 |
| A | 生活保護法による 被保護世帯 | | 0 | 0 |
| B1 | 市町村民税非課税 ひとり親世帯など | | 0 | 0 |
| B2 | 市町村民税非課税 一般世帯 | | 0 | 0 |
| C1 | 市町村民税 均等割の額のみ 課税世帯 | ひとり親世 帯など | 0 | 0 |
| | | 一般 世帯 | 10,000 | 9,800 |
| C2 | 市町村民税所得割額 48,600円未満 | ひとり親世 帯など | 0 | 0 |
| | | 一般 世帯 | 12,000 | 11,700 |
| D1 | 市町村民税所得割額 48,600円以上 70,900円未満 | ひとり親世 帯など | 0 | 0 |
| | | 一般世帯 | 17,000 | 16,700 |
| D2 | 市町村民税所得割額 70,900円以上 77,101円未満 | ひとり親世 帯など | 0 | 0 |
| | | 一般 世帯 | 25,000 | 24,500 |
| | 市町村民税所得割額 77,101円以上 108,200円未満 | | 25,000 | 24,500 |
| D3 | 市町村民税所得割額 108,200円以上 138,100円未満 | | 30,000 | 29,400 |
| D4 | 市町村民税所得割額 138,100円以上 198,400円未満 | | 40,000 | 39,300 |
| D5 | 市町村民税所得割額 198,400円以上 297,400円未満 | | 45,000 | 44,200 |
| D6 | 市町村民税所得割額 297,400円以上 338,500円未満 | | 54,000 | 53,000 |
| D7 | 市町村民税所得割額 338,500円以上 397,000円未満 | | 56,000 | 55,000 |
| D8 | 市町村民税所得割額 397,000円以上 | | 67,000 | 65,800 |